

議案第百九号

下畑地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決の  
一部変更について

次のとおり下畑地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決（昭和六十一年六月十六日）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年十二月二十三日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

四 契約金額中「三六、〇〇〇、〇〇〇円」を「四八、八〇〇、〇〇〇円」に改める。